

現場代理人、監理技術者又は主任技術者、営業所技術者等の兼務について（上越市）

R7.4.1

○兼務可 △兼務特例あり（注1～9参照） ×兼務不可

【単一工事】

一の工事	専任有無		現場代理人	主任技術者
	専任を要しない工事（注1）	現場代理人		○
		主任技術者	○	
		「営業所技術者等」	×	△（注8）
	専任を要する工事（注2）	現場代理人		○
		主任・監理技術者	○	
		「営業所技術者等」	×	△（注9）

「営業所技術者等」・・・
特定営業所技術者または営業所技術者

【複数工事】

		その他の工事						
		専任有無	専任を要しない工事（注1）			専任を要する工事（注2）		
一の工事	専任有無		現場代理人	主任技術者	主任技術者（「営業所技術者等」）	現場代理人	主任・監理技術者	主任技術者（「営業所技術者等」）
	専任を要しない工事（注1）	現場代理人	△（注3） （注6）	△（注3） （注6）	×	△（注3） （注6）	△（注3） （注5） （注6）	×
		主任技術者	△（注3） （注6）	○	—	△（注3） （注5） （注6）	△（注4-1） （注4-2）	—
		主任技術者（「営業所技術者等」）	×	—	△（注8）	×	—	×
	専任を要する工事（注2）	現場代理人	△（注3） （注6）	△（注3） （注5） （注6）	×	△（注3） （注6）	△（注3） （注5） （注6）	×
		主任・監理技術者	△（注3） （注5） （注6）	△（注4-1） （注4-2）	—	△（注3） （注5） （注6）	△（注4-1） （注4-2） （注7）	—
		主任技術者（「営業所技術者等」）	×	—	×	×	—	×

■技術者の非専任・専任

注1：主任技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満の工事

注2：監理技術者又は主任技術者の専任を要する工事とは、請負金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上の工事

■現場代理人の兼務、技術者の兼務、現場代理人と技術者の兼務

[現場代理人の兼務]

注3：兼任できる工事件数は、当初請負金額が1件 4,500 万円未満の工事、兼任する工事の当初請負金額の合計が 9,000 万円未満で5件以内であること。また、当初請負金額が1件 4,500 万円以上の工事は、密接な関係のある工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事、工事現場の相互の間隔が10 km程度以内の2件までとする。

[技術者の兼務] …専任の監理技術者として配置される工事を除く。

注4-1：専任の主任技術者を要する工事のうち、①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事、②工事現場の相互の間隔が10 km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合のみ。（①②の全てを満たす場合のみ）この場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、原則2件程度とする。

注4-2（専任特例1号）：請負金額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円）の工事2件までかつ、以下の条件

- ・工事現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ・下請次数が3次まで
- ・監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）
- ・施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- ・人員の配置を示す計画書の作成、保存等
- ・現場状況を確認するための情報通信機器の設置

（監理技術者制度運用マニュアル三（2）令和6年12月13日 国不建技第123号 参照）

[現場代理人と技術者の兼務] …専任の監理技術者として配置される工事を除く。

注5：注4-1及び4-2の規定により、両工事の主任技術者を兼務する工事であって、注3に規定する要件を満たす場合のみ。

注6：注3の要件により、現場代理人として兼務する工事現場のいずれかに常駐しなければならないので、これらの工事現場以外の技術者や作業員にはなれない。（例外として注3の要件の範囲内であれば、他工事現場の主任技術者になれる。）

[監理技術者の兼務（専任特例 2 号）] …監理技術者の配置

注 7：監理技術者補佐を工事現場に専任で配置する場合であって、①兼務する工事が上越市（上越市ガス水道局を含む。）発注工事で、②兼務する工事数は、他機関発注の公共工事・民間工事を含め 2 件までであること。ただし、兼務する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼務を認める場合に限る。③兼務する工事が監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。範囲については、工事現場が上越市内であることとする。④監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、次のいずれかに該当するもの。ア）1 級の技術検定の第 1 次検定に合格した者（1 級施工管理技士補）イ）監理技術者の資格を有するもの。（①～④の全てを満たす場合のみ）

■営業所技術者等と工事現場の技術者の兼務

注 8：①当該営業所で契約締結した建設工事のうち、②当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場で、③当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合のみ④直接的かつ恒常的な雇用関係にあること（①～④の全てを満たす場合のみ）

注 9：請負金額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円）の工事 1 件まで
かつ、以下の要件

- ・ 営業所と工事現場間の距離が、1 日で巡回可能かつ移動時間が概ね 2 時間以内
- ・ 下請次数が 3 次まで
- ・ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者）
- ・ 施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- ・ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等
- ・ 現場状況を確認するための情報通信機器の設置
- ・ 直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

（監理技術者制度運用マニュアルニーニ（5）令和 6 年 12 月 13 日 国不建技第 123 号 参照）